査によつて報告された平成25年度から平成28年度までの各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

a3　平成25年から平成29年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「水道」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成25年度から平成28年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

a5　平成25年から平成29年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の交通部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「交通」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成25年度から平成28年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

査によつて報告された平成26年度から平成29年度までの各年度における料金収入（「入院収益」及び「外来収益」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（「医業費用」及び「医業外費用」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

a3　平成26年から平成30年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の水道部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「水道」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a4　当該団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成26年度から平成29年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「給水収益」及び法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）

a5　平成26年から平成30年までの各年の4月1日現在における地方公共団体定員管理調査による当該団体の交通部門職員数（「地方公共団体定員管理調査」の「部門別職員数」の「交通」欄の数とする。以下この表において同じ。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

a6　当該団体が経営する交通事業として地方公営企業決算状況調査によつて報告された平成26年度から平成29年度までの各年度における料金収入（法適用企業における「旅客運輸収益」及び「料金収入」の額並びに法非適用企業における「料金収入」の額の合計額をいう。）の合計額を、各年度における費用（法適用企業における「営業費用」及び「営業外費用」の額並びに法非適用企業における「総費用」及び「地方債償還金」の額の合計額をいう。）の合計額で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が1を超える場合には1とする。）